

京都市告示第 308 号

京都市健康増進センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市健康増進センターを臨時に開所します。

平成19年12月3日

京都市長 榊本 頼兼

1 臨時に開所する日時

(1) 平成19年12月28日(金)

午前9時から午後5時まで

(2) 平成20年1月4日(金)

午前9時30分から午後5時まで

(保健福祉局保健衛生推進室健康増進課)